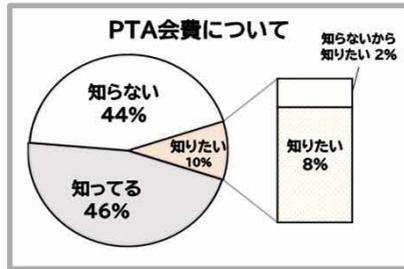
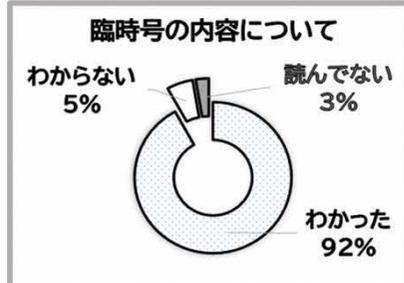
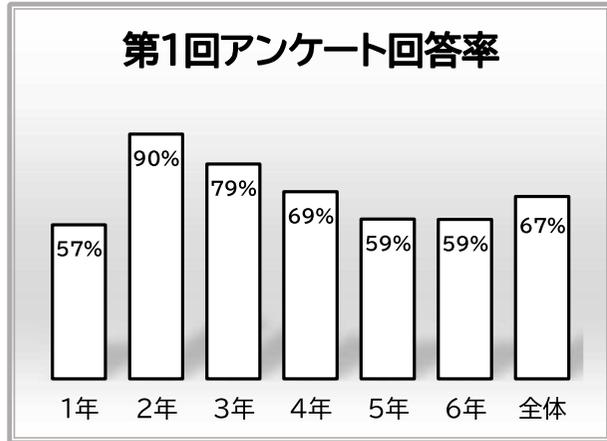


先日のアンケートにご協力いただきありがとうございました!! 67%のご家庭よりお返事をいただきましたこと、心より感謝申し上げます。



臨時号の内容について92%のご家庭がご理解くださいました。一方、PTA会費の使われ方について、44%のご家庭が知らないとわかりました。

アンケートの結果を受けまして、臨時号VOL.2ではみなさまからのご質問にお答えし、PTA会費がどのように使われているのか?なぜ入会届を出すのか?についてご案内させていただきます。

アンケートのご質問にお答えします!!

Q PTAに入会したい気持ちはあるのですが仕事と両立できるか心配です。

A PTAの仕事はすべてボランティアになりますので、お仕事や家庭の事情で手伝えなくても大丈夫です。



「できるひとが できるときに できるだけ」です。

Q 役員に立候補したり、委員になったりしないと肩身が狭くならないか心配です。

A そうですね、いくら「できるひとだけ」と言われても、何もしないのは...と思う気持ちを持たれる方もいるかと思いますが、「入会して会費を払う」これだけでも十分な助けになります。潤滑なPTA活動を可能にするために入会のご協力を宜しくお願いします。

Q 都度有志が集まればいいですが、足りない場合PTAは存続するのか?と考えます。しかし、仕事等、時間のない人にとっては任意だと助かります。

A 総務やボランティアは集まった人数で出来ればと思っています。しかし、少なすぎると活動に支障をきたします。明らかに人数不足の場合は再募集をかけることになるかと思いますが、それでも集まらなければ?その答えを今出すのは難しいですが、これからはその都度その状況に合わせて柔軟に変われるPTAになっていくのかと思います。

Q PTAに入会している、していないでは子どもに何かしらのかわりがありますか?

A 日本におけるPTAとは学校教育法第1条により、各学校で組織された保護者と教職員による社会教育関係団体です。任意加入の団体であり、結成や加入を義務付ける法的根拠は無く、日本国憲法第14条1項の平等の原則により全ての児童生徒のための無償ボランティア活動というのが本来のあり方です。



入会して頂くと「会費」を払って頂くこととなります。非会員の方が増えるとPTAの収支を保てなくなり子どもたちへの活動に支障が出てきます。会員であっても陽明小ではこの度の改革で選挙をなくしたので、強制的に仕事をしなければならない状況に陥ることはありませんし、逆に非会員の方でもボランティア活動に参加して頂けます。PTAは社会教育関係団体のため保護者が会員であっても非会員であっても、子どもが不利益を被ることはありません。

裏面に続きます→→→